

令和8年度宮崎県家屋評価システム導入業務委託  
企画提案競技実施要領

**1 目的**

不動産取得税、固定資産税の算定基礎となる固定資産評価額を算定するため、県税・総務事務所が行う家屋評価業務において、評価の平準化及び業務時間の削減を図るため、家屋評価システムを導入するに当たって、家屋評価システム導入業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

**2 委託の内容**

宮崎県家屋評価システム導入業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

**3 契約上限額**

2,915,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

また、本業務の受託事業者と別途システムの賃貸借及び保守契約（令和8年10月1日（予定）から令和11年3月31日までの長期継続契約）を締結する。

**4 委託期間**

契約締結日から令和8年10月31日まで（システム導入後の研修を含む。）

**5 参加資格**

**ア 単独で参加する者**

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第15号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （3）本業務に関する業務遂行能力を有し、次の各項目に該当すること。
  - ① 本業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
  - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
  - ④ 下記8（3）のプレゼンテーションに参加できること。
  - ⑤ 県との情報共有に必要な通信施設設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。
  - ⑥ 本業務の委託期間終了後に、賃貸借及び保守契約を締結する意思のあること。
- (4) 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、宮崎県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) この公告の日から契約締結するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。

#### イ 共同企業体で参加する者

要件は次のとおりとする。

- (1) いずれかの構成員を代表者とする。
- (2) 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- (3) 共同企業体を構成する全ての事業者は、前記アの（1）から（7）の要件を満たす者であること。

- (4) 応募事業者は他の応募事業者の協力企業でないこと。また、協力企業は、複数の応募事業者の協力企業とならないこと。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告               | 令和8年5月 8日(金)      |
| (2) 質問等の締切           | 令和8年5月15日(金) 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年5月22日(金) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切       | 令和8年5月26日(火) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション        | 令和8年5月28日(木)      |
| (6) 審査結果の通知          | 令和8年6月 4日(木) まで   |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和8年5月22日(金) 午後5時

#### ③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

##### ア 企画書(6部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げても可)とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（原本1部）

- ・ 別紙2により提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙3により提出すること
- ・ 共同企画体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。

エ 会社概要（6部）

- ・ パンフレット等会社の概要が分かる資料を提出すること（任意様式）。
- ・ 共同企画体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。

オ 定款（原本1部）

- ・ 共同企画体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。

カ 宮崎県内の県税・総務事務所が交付する未納のない証明書（1部）

- ・ 共同企画体として参加する場合は、構成する全ての事業者分を提出すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年5月26日（火）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時：令和8年5月28日（木）午後14時から（予定）

場 所：宮崎県庁

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1社当たり、説明45分 質疑15分 計60分
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ③ PCモニターは県で準備する。事前提出した企画提案書の電子データを保存したPCは参加者で準備すること。

#### (4) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

##### ① 提出先

下記12を参照

##### ② 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時

##### ③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

##### ④ 質問内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない。）。

#### (5) 審査項目

審査項目については、審査基準表（別紙5）を参考とすること。

#### (6) 受託候補者の選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者のみの場合、審査結果において基準点（5割）を満たすときは、当該参加者を受託候補者とし、基準点に満たないときは、再度公募する。

#### (7) 審査の通知

令和8年6月4日（木）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

#### (8) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

#### (9) 欠格の通知

(8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

(10) その他

企画提案競技参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を改めて徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約締結後、契約結果（契約案件名、契約相手方、得点及び参加者数）を公表する。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。  
なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出先及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県総務部税務課課税担当（担当 川崎）
- (3) 連絡先  
電話番号 0985-26-7020  
メールアドレス zeimu@pref.miyazaki.lg.jp